

公共工事における 総合評価方式の普及に向けて

平成20年10月

国土交通省 中国地方整備局



目次

1. 総合評価方式とは
2. 総合評価方式の必要性
3. 参加業者の選定方式と落札者の決定方式
4. 総合評価方式のメリット
5. 総合評価方式の具体例
6. 市町村に対する国及び都道府県の支援策

< 参考 >

市町村における総合評価方式実施要領の例

1. 総合評価方式とは(1)

総合評価方式は、価格だけによる従来の落札方式と違い、新しい技術や確実な施工といった**価格以外の要素を含めて落札者を決める方法**です。これにより、品質の高い公共工事が実現します。

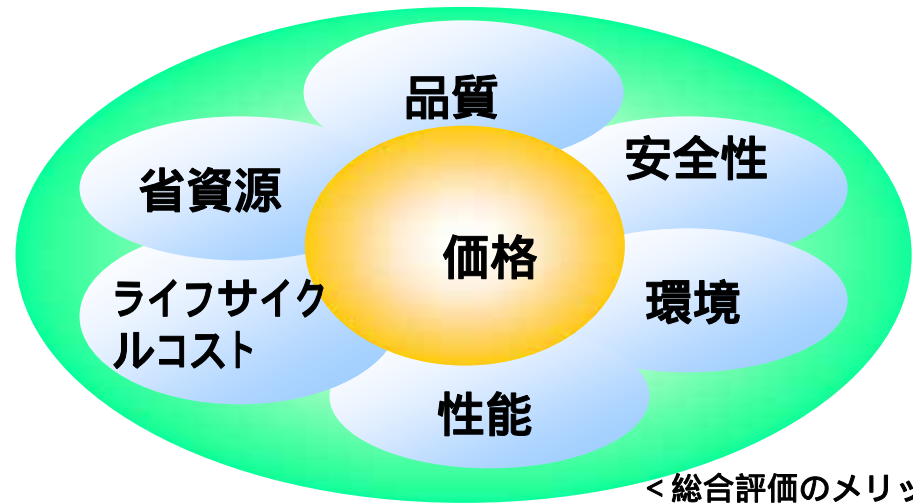
「品質」とは工事目的物の品質はもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等の工事施工段階における特性も含まれています。

「従来方式」



- ◆仕様を規定し、「価格」による自動落札
- ◆標準的な技術に基づく、「価格」競争

「総合評価方式」



- ◆トータルコストを削減
- ◆工事中の渋滞緩和
- ◆住環境の保全
- ◆利用者の満足度向上
- ◆確実な施工 など

公共工事自体の品質向上
周辺住民等への迷惑を減少
建設業者の育成・技術力の向上

1. 総合評価方式とは(2)

総合評価方式は、「**価格**」と「**価格以外の要素(技術力)**」を総合的に評価し落札者を決定する方式です。「**価格以外の要素(技術力)**」の評価結果を数値化した技術評価点(標準点 + 加算点)を企業の入札価格(予定価格以下であること)で除して算出された数値(= **評価値**)が**最も高い業者を落札者とする**ものです。(除算方式)

< 除算方式 > : 現在の国土交通省の例

- ・技術提案の評価
- ・企業評価
- ・技術者評価 を点数化

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点(100点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

企業の入札価格(予定価格以下であること)を一定のルールにより点数化した「**価格評価点**」と価格以外の要素(技術力)を点数化した「**技術評価点**」を足し合わせ算出された数値(= **評価値**)が**最も高い業者を落札者とする**ものです。(加算方式)

< 加算方式 > : 国土交通省においても試行中

- ・技術提案の評価
- ・企業評価
- ・技術者評価 等を点数化

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点} = (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) + \text{技術評価点}$$

: 加算比率により設定

2. 総合評価方式の必要性(1)

一般の商品(車、TV等)は、実際の物を見て性能と形を確かめてから購入することができます。

しかし、土木構造物(公共工事)では、契約する前には実物を確かめることは出来ません。そのため、発注者が建設業者の**技術的能力を適正に審査し、価格と品質で総合的に優れた調達**を実現することが必要です。この基本的な理念を具体化するものが、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置づけられた**総合評価方式**です。

一般の商品と土木構造物の調達の違い

一般の商品



価格競争により
よい調達が可能

土木構造物



価格に加えて品質確保が
唯一のよい調達への道

調達の必要性

マーケットによる評価

多数の消費者が品質、
価格の両面で評価

購入
品質と価格に優れた
商品の購入が可能

造って始めて
良し悪しが
わかる。

調達の必要性

契約(購入)

購入時点では「仮」の品質

マーケットによる評価

完成後に台風や地震等に
耐えられるかで評価

2. 総合評価方式の必要性(2)

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」は平成17年4月に施行された法律です。より安全で品質の高い社会資本整備を進めていくために、**国及び地方公共団体は、価格及び品質が総合的に優れた契約により、公共工事の品質を確保しなければならない責務**を有しています。

また、**施行後3年を経過した段階(平成19年度末)で、施行状況等について検討を加え、所要の措置を講じる**こととなっています。

平成19年度末までに、少なくとも1件は試行し、すべての発注者が共通の土俵に立ちましよう。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の概要

法律の目的 公共工事の品質確保

公共工事の品質確保に関する
基本理念および発注者の
責務の明確化

施策

- ・公共工事の品質は、価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされることにより確保されなければならないことを明記
- ・発注者の責務として発注関係の事務を適切に実施し、必要な職員配置に努めることを規定

「価格競争」から
「価格と品質で総合的に
優れた調達」への転換

施策

- ・工事の経験等、技術能力に関する事項を審査
- ・民間へ技術提案を求めるように努め、これを適切に審査・評価し、価格と技術提案の内容を総合的に評価

発注者をサポートする
仕組みの明確化

施策

- ・外部支援の活用による発注者支援

3. 入札参加業者の選定方式と落札者の決定方式(1)

「入札参加業者の選定方式」と「落札者の決定方式」とは違います。

「一般競争入札 = 総合評価方式」ではありません。

指名競争入札での総合評価方式もあります。

参加業者の選定方式

一般競争入札

- ・一般競争入札参加資格を認定され、一定の経営事項評価点や同種工事の施工実績を持つ企業が参加可能

条件付き一般競争入札

- ・一般競争入札参加資格の認定以外に、「等級」、「施工実績」、「地域 要件(営業拠点)」等の条件を満足する企業は誰でも参加可能
- ・地方整備局での発注のほとんどはこの方式

指名競争入札(通常指名、工事希望型等)

- ・指名回数、施工実績、地域要件等を考慮し、上位10社程度を指名し、競争入札を実施

落札者決定方式

総合評価方式

- ・価格と価格以外を総合的に評価し落札者を決定
- ・価格以外を数値化
- ・総合評価の種類
 - 「高度技術提案型」
 - 「標準型」
 - 「簡易型」
 - 「特別簡易型」

+

価格競争

- ・価格のみの競争
- ・最も安価な企業が落札

3. 入札参加業者の選定方式と落札者の決定方式(2)

「総合評価方式」でも「最低制限価格」と同様の失格基準を設けることができます。

「総合評価方式を導入することで、低価格入札を助長するのではないか」という懸念は必要ありません。

価格競争

(地方自治法234条第3項)

- ・最低制限価格制度
(地方自治法施行令167条の10第1項)
- ・低価格入札調査制度
(地方自治法施行令167条の10第2項)

総合評価方式

(地方自治法施行令167条の10の2)

- ・低価格入札調査制度
(地方自治法施行令167条の10の2第2項)

総合評価方式に最低制限価格制度を導入することはできない！！
しかし・・・

低価格入札制度の中で、価格失格基準を設けることで、
最低制限価格制度と同様の措置が可能！！

(既に、価格失格基準を導入している都道府県・市町村も多数あります)

4. 総合評価方式のメリット(1)

品質面でも競争できるので、公共工事自体の品質が向上します

一般競争入札の導入がなされれば、誰でも競争に参加できるようになりますが、総合評価方式を導入することで、技術力の低い企業は落札しにくくなるため、公共工事自体の品質が底上げされます。

施工能力の乏しい者が落札し公共工事の品質の低下や工期の遅れを招くことを防止できます。

工事の際の住民や利用者の迷惑を減らすことが可能です

想定される問題を事前に把握することができます。

騒音の低減、周辺環境や街並みと景観の調和なども評価対象になるため、結果として周辺住民や利用者へかかる迷惑を減らすことが可能となります。

建設業者の育成と技術力の向上が図れます

公共工事を受注する建設業者の適切な施工や技術力の向上に向けての意欲を高めます。建設業者の育成・技術力の向上に繋がります。

4. 総合評価方式のメリット(2)

指名競争入札でも総合評価方式は可能です

手続きはこれまでの指名競争入札と同じ

指名競争入札の参加企業はこれまでと同じです。
落札者を「価格のみ」から「価格 + 技術力」で決定します。

最低制限価格でのくじ引きが無くなります

企業の技術力に関係ない“運”のみでの落札が無くなります。

優良企業の受注機会が拡大

優良な企業の倒産を防止できます。

公共工事の品質が向上

技術力のある企業の受注機会が拡大します。
価格が同じでも、より品質の高い公共施設の整備が可能になります。

低入札による利益率の低下を防止

価格のみでの落札が困難になるので、極端な低入札を防ぐことができます。



地元建設業の健全な発展

5. 総合評価方式の具体例(1)

総合評価方式の手順

学識経験者の
意見聴取 1

総合評価方式の適用の決定

現在、地方自治法施行令で、1、2、3時点で2人以上の学識経験者の意見を聴くことが必要ですが、**簡素化される予定**です。
学識者の選定についてご相談ください。整備局の各事務所の副所長等でもOKです。

学識経験者の
意見聴取 2

評価項目の選定と評価基準の設定

評価方法の決定

国交省では、除算方式を採用しています。この方式は、標準点として100点を与えそれに技術提案等の加算点を加えた点数を入札価格で除する方式です

公告等の実施

公告や入札説明書には、工事の内容や仕様、場所、入札方法、さらに技術提案を求める内容等について記載します

技術提案の審査

(簡易な施工計画や施工経験等を確認)

OK

NO



失格

入札の実施

学識経験者の
意見聴取 3

総合評価による落札者の決定

(提案内容の評価と総合評価の実施)

契約

5. 総合評価方式の具体例(2)

説明資料は全て企業が作成提出し、発注者はその内容を**簡単な審査**をするのみです。
そのため、**発注者の作業量はそれほど多くなりません。**

総合評価方式評価項目及び評価基準の例(例:簡易型)

評価項目		評価内容	配点	評価基準
施工計画	工期設定の適切性	工程が適切であるかどうか	5/5	適切であり工夫が見られる
			0/5	適切である
企業の 施工実績	工事成績	過去2年間の工事成績評定点の平均	5/5	75点以上
			2.5/5	65点以上75点未満
			0/5	65点未満
企業の 施工能力	同種工事の 施工実績	過去10年間の同種工事の施工実績	5/5	A 町の発注工事实績4件以上
			2.5/5	B 町の発注工事实績1件以上4件未満
			0/5	C 町の発注工事实績無し
配置 予定技 術者の 能力	同種工事の 施工実績	過去10年間の配置予定技術者としての 施工従事の有無	5/5	A 町の発注工事实績4件以上
			2.5/5	B 町の発注工事实績1件以上4件未満
			0/5	C 町の発注工事实績無し
合 計			20/20	

なお、上記の評価項目のうち「施工計画」「工事成績」を削除することも出来ます。(特別簡易型)

5. 総合評価方式の具体例(3)

総合評価方式評価結果の例(除算方式の例:簡易型)

業者名	施工計画	施工実績	企業評価	技術者評価	加算点	技術評価点	予定価格: 42.55百万円	
	工期設定の適切性	工事成績評定点	同種工事の施工実績	同種工事の施工実績			入札価格(百万円)	評価値 $\frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$
	5	5	5	5	20	120		
A社	0	0	0	0	0.0	100.0	32.05	3.1201
B社	5	0	2.5	0	7.5	107.5	42.10	2.5534
C社	5	0	5	2.5	12.5	112.5	45.00	-
D社	5	5	5	2.5	17.5	117.5	42.20	2.7844
E社	0	5	0	2.5	7.5	107.5	34.04	3.1580
F社	0	2.5	0	0	2.5	102.5	42.50	2.4118
G社	5	5	5	5	20.0	120.0	34.80	3.4483

予定価超過の場合は、評価値計算しません

落札者

6. 市町村に対する国及び都道府県の支援策

補助事業における支援

- ・総合評価方式の実施等の取組費用について補助金による支弁が可能です

地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの配布

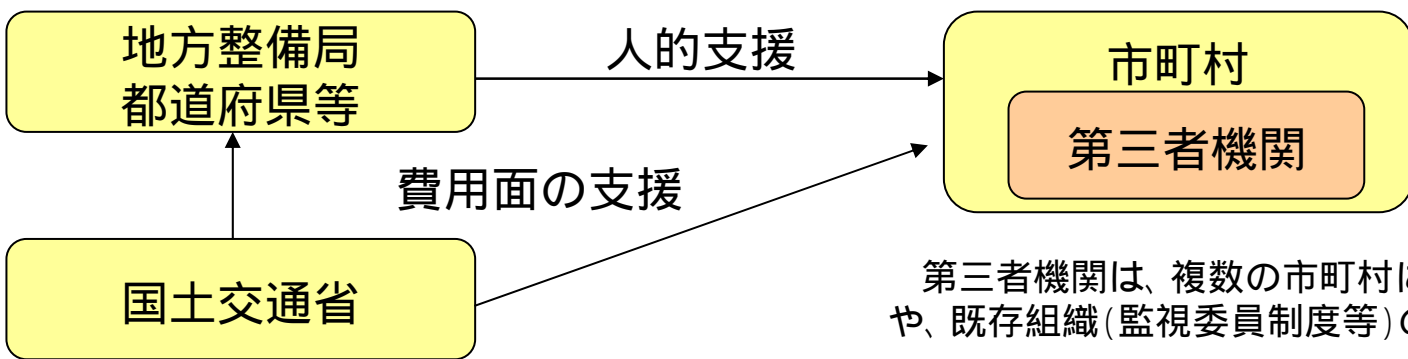
- ・技術的な工夫の余地が小さく、かつ小規模な工事においては、簡易な施工計画の代わりに工事成績や過去の同種工事の施工実績等を評価項目にすることも可能です

発注者支援技術者の認定

- ・技術審査、検査等の発注者支援業務を実施できる技術者等を認定する制度です

総合評価方式導入の経費支援

- ・発注者支援のための技術者の派遣に係る費用を支援します
- ・市町村の総合評価の導入検討に係る事務経費を支援します
- ・総合評価方式の導入決定等を行う第三者機関の設置、運営に必要な費用を支援します



第三者機関は、複数の市町村による共同設置や、既存組織(監視委員制度等)の活用も可能。

<参考>市町村における総合評価落札方式実施要領の例(1)

町総合評価方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、町が発注する建設工事について、総合評価方式による競争入札を行うために必要な事項を定める。

(総合評価方式による競争入札)

第2条 総合評価方式は、町長が適当と認める請負対象金額(消費税額及び地方消費税額を含む。) 万円以上の建設工事発注の一般競争入札又は指名競争入札において適用する。

(総合評価方式の方法)

第3条 総合評価方式の施行は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10の2の規定に基づくものとし、価格以外の評価として企業の施工能力及び配置予定技術者の能力その他必要と認められる事項の評価を行う。

2 前項の評価は別記を基準に発注工事に応じて定めるものとし、当該評価点(以下「技術等評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除して評価値を算定し(小数点以下第5位以下切捨)、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、かつ評価値の最も高い者を落札者とする。

3 評価値の最も高い者が2者以上あるときの落札者は、くじ引きにより決定する。

4 第2項の規定にかかわらず、入札価格が失格基準価格を下回る者については、施行令第167条の10の2第2項の規定に基づき落札者とししない。

5 失格基準価格は、必要に応じて予定価格の3分の2から10分の8の額の範囲内で定めることができる。

<参考>市町村における総合評価落札方式実施要領の例(2)

(一般競争入札の公告)

第4条 総合評価方式による一般競争入札を行うときの入札公告の様式は、別途定める。

2 入札公告は、××課で頒布するとともに、町ホームページへ登載する。

3 総合評価方式による一般競争入札に参加する者は、当該入札公告に定める入札参加申請を行わなければならない。

(指名競争入札の指名通知)

第5条 総合評価方式による指名競争入札を行うときの指名通知の様式は、別紙 のとおりとする。

2 総合評価方式による指名競争入札に参加する者は、別紙 に定める様式により技術等評価点のための届出書を提出しなければならない。

3 前項の届出書の提出がない入札参加者の行った入札は、無効とする。

(学識経験者の意見聴取)

第6条 総合評価方式を施行するにあたっては、施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき2人以上の学識経験者から意見を聴くものとする。

2 前項の意見聴取は、別紙 により行う。

(入札結果の公表)

第7条 総合評価方式により落札者が決定されたときは、別紙 にまとめて××課に備え置き閲覧の方式により公表する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、総合評価方式の施行に関して必要な事項は別に定める。